

苫小牧市宿泊税

特別徴収事務の手引き

令和 8 年 10 月版

本手引きに掲載されている様式等は、制度開始前であることから、変更となる可能性がございます。あらかじめご承知おきください。

確定版につきましては、ホームページに掲載するほか、令和 9 年 3 月頃に申告書類と共に特別徴収義務者へ送付させていただく予定です。

苫小牧市宿泊税 特別徴収事務の手引き

目次

第1章 宿泊税について

- 1 宿泊税の目的と用途・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 宿泊税の徴収方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第2章 宿泊税の仕組み

- 1 宿泊税の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 課税客体・納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 課税標準・宿泊料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 4 税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 5 課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

第3章 経営申告書の提出等

- 1 宿泊施設の経営を開始するとき・・・・・・・・・・ P8
- 2 申告事項の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 3 申告書等の添付書類および提出期限・・・・・・・・ P12

第4章 宿泊税の申告納入

- 1 申告納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 2 納税義務の免除・還付・・・・・・・・・・・・・・・・ P19
- 3 更正の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- 4 eLTAX による電子申告・納入・・・・・・・・・・ P20

第5章 適正な申告納入のために

- 1 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22
- 2 調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22
- 3 更正・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 4 加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 5 延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24
- 6 審査請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24

第6章 その他

- 1 領収書等への表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 2 宿泊税特別徴収義務者交付金・・・・・・・・・・ P26
- 3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先・・ P26

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

(1) 目的

宿泊税は、苫小牧市が、「国内又は国外の旅行者に選ばれる持続可能な観光地づくりを推進するとともに、観光資源の魅力向上及び受入環境の充実を図る施策に要する費用に充てるため」に導入した、法定外目的税です。

(2) 使途

宿泊税の税収は、観光客の利便性や快適性を向上させるための施策に活用することで滞在の促進や市内周遊の拡大など、これまで以上に地域のにぎわいづくりや経済の活性化を図るため、以下のとおり活用することといたします。

○ 観光資源の磨き上げと魅力向上

誘客の促進、補助制度の充実・拡充、情報発信の強化

○ 受け入れ環境の整備

宿泊施設等の受入環境整備、観光施設、文化・スポーツ施設の環境整備、二次交通の利便性向上、人材確保・育成

○ 持続可能な観光地づくり

観光推進体制の強化、サステナブルツーリズムの推進

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、苫小牧市に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の宿泊者ですが、苫小牧市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、苫小牧市へ申告納入をしていただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告納入をしていただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方および住宅宿泊事業法の届出をした方となります。

ただし、これ以外の方でも宿泊税の徴収について便宜を供すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には、その方が特別徴収義務者となることがありますので、事前に苫小牧市財政部税務室市民税課までお問合せください。

旅館号の許可がない施設または住宅宿泊事業法の届出がない住宅において、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行っている場合は、それ自体が違法な状態ですので、速やかに必要な許可を受け、また届出を行い、宿泊税の経営者の申告を行ってください。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保管等を行う必要があります。詳しくは該当のページをご参照ください。

- 経営者の申告・・・・・・・・・・P 8
- 宿泊税の申告納入・・・・・・・・P13
- 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・P22

(3) 北海道宿泊税の徴収方法の特例

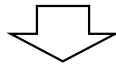
北海道は、北海道宿泊税条例に基づき宿泊税を課税しますが、苫小牧市内で課税される北海道宿泊税については、地方税法の規定に基づき、苫小牧市を通じて苫小牧市宿泊税と併せて申告納入していただきます。

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営を開始する前に

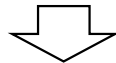
- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出



② 宿泊施設経営者の申告

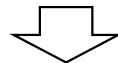
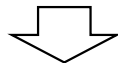
経営を開始しようとする日の5日前までに苫小牧市に経営申告書を提出

※ 令和9年4月1日時点ですでに宿泊施設の経営を行っている方については、令和9年3月26日(金)までに苫小牧市に経営申告書を提出していただく必要があります。



③ 宿泊（契約）があったら

宿泊者から宿泊税を徴収



④ 宿泊税を徴収したら

申告納入期限までにeLTAXを利用して苫小牧市に納入申告書の提出および電子納付を実施

申告納入期限までに苫小牧市財政部市民税課に納入申告書を提出し、納入書により金融機関窓口等で納入

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊です。

宿泊税は、令和9年4月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。令和9年4月1日より前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されることにご留意ください。

※令和9年3月31日から同年4月1日にかけて行われる宿泊には課税されません。

（1）宿泊

宿泊とは、「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」で、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

＜課税対象となる「宿泊」の判断基準＞

1. その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの
2. 1以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

（2）宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が「宿泊者」となります。

3 課税標準・宿泊料金

（1）課税標準

宿泊税の課税標準は、次の表に掲げる計算方法の区分に応じ、それぞれの定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てます。

計算区分	課税標準
1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1人の宿泊料金
1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1部屋の宿泊料金
1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1棟の宿泊料金

(2) 宿泊料金

この場合の宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

＜宿泊料金に含まれるもの＞
宿泊の利用行為に係る対価または負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの ○ 清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料等
＜宿泊料金に含まれないもの＞
○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額 ○ 会議室の使用、休憩およびこれに類する利用行為に係る金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税 ○ 自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等 ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀などの金額

4 税率

苫小牧市宿泊税の税率は、課税標準である宿泊料金の3%です。

苫小牧市へ納めていただく宿泊税の内訳

① 苫小牧市宿泊税

宿泊料金の3%から北海道宿泊税額を差し引いた残りの額

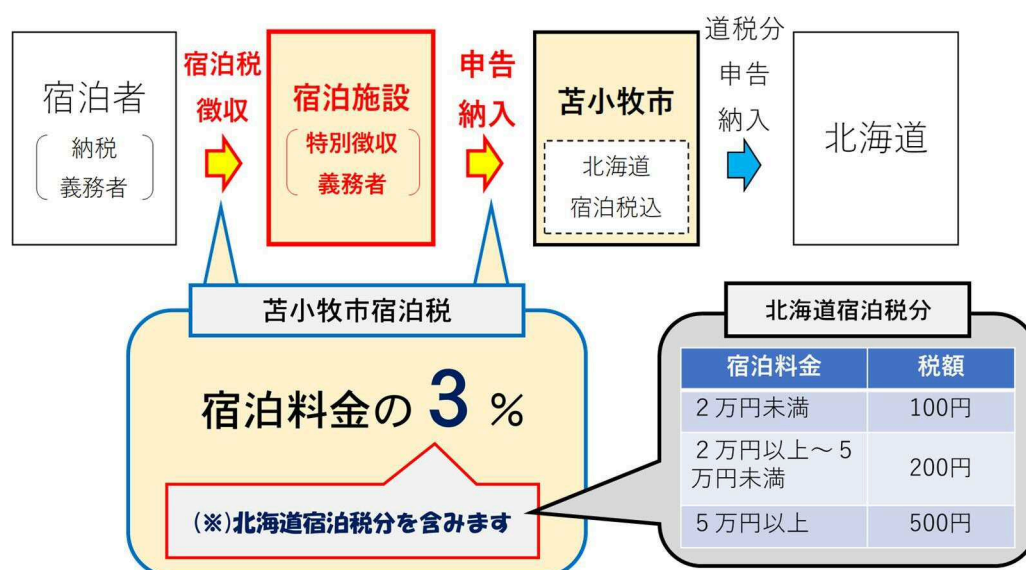
② 北海道宿泊税

宿泊料金が 2万円未満・・・・・・・・・・100円

2万円以上5万円未満・・・・・200円

5万円以上・・・・・・・・・・500円 のいずれか

【宿泊税の徴収・納入の流れ】



5 課税免除

(1) 修学旅行生等の課税免除

修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

① 課税が免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事等であり、学校指導要領に定める全校または学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

② 課税が免除となる者

下表の施設が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒または学生及びその引率者（※）です。

※引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校
中学校	義務教育学校	高等学校
中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校
保育所	保育所型認定こども園	
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設または認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）		

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

ウ 申請の手続き

課税免除の手続きについては、外国大使等より宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

【修学旅行等であることの証明書（見本）】

記載例

修学旅行等であることの証明書		
宿泊日	9 年 6 月 10 日 ~ 9 年 6 月 12 日	(2) 泊
活動の種類	<学校> ※全体として学年を単位として実施されるもの ☒ 修学旅行 ☐ その他学校行事 ()	
	<保育所等の施設> ※施設全体または3月31日における年齢で区分した集団ごとを実施されるもの（対象者は満3歳以上の幼児に限る） ☐ 行事 ()	
宿泊施設名称	苫小牧ホテル	
課税免除となる 宿泊人数（※）	50人	
備考		
※ 課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、または保育所等の施設が主催する行事に参加している方および引率の方が含まれます。 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、添乗員やカメラマン等は該当しません。		
上記の宿泊については、苫小牧市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事等に該当するものであることを証明します。 9 年 6 月 7 日 所在地 <u>▲▲市▲▲町▲▲丁目▲▲番▲▲豪</u> 学校名 <u>▲▲市立▲▲学校</u> または施設名 【学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）】 ☒ 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 学校・保育所等の種類 ☐ 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園】 ☐ 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業または事業所内保育事業を行う施設】 ☐ 【児童福祉法第39条に規定する保育所ならびに同法第59条の2第1項に規定する施設】 学校長名 <u>校長 ▲▲ ▲▲</u> または施設長名 <注意事項> 押印は不要ですが、学校長、施設長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。 本証明書は宿泊施設にご提出ください。		

第3章 経営申告書の提出等

1 宿泊施設の経営を開始するとき

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、苫小牧市が宿泊税に係る事務を行うにあたって、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を的確に把握しておく必要があることから、令和9年4月1日時点ですでに経営をしている方を含め、全ての宿泊施設の経営者の方に手続きをしていただくものです。

（1）経営申告書の提出

特別徴収義務者の登録は、苫小牧市のホームページから「宿泊税経営申告書」をダウンロードしていただき、苫小牧市財政部税務室市民税課に提出してください。

※ 添付資料、提出期限についてはP12を参照してください。

※ 手続きは宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

ただし、住宅宿泊事業法の届出をした宿泊施設については、同一建物内に限り、複数の届出施設をまとめて登録申請していただいても差し支えありません。

※ 経営申告書の提出がなくても、宿泊税が発生した場合には、経営申告書の提出をしていただくとともに、発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

（2）申告後の通知

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書」を送付させていただきます。この通知は、苫小牧市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する書面にもなりますので、大切に保管してください。

宿泊税経営申告書

受付印 年 月 日 （宛先） 苫小牧市長	ア 申請者	個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
		氏名又は名称 及び代表者氏名	株式会社 苫小牧 代表取締役 樽前 太郎											
		住所又は所在地	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号											
		担当部署名 及び担当者氏名	総務課 〇〇 〇〇 （電話 111 - 1111 - 1111）											
イ 本市宿泊税条例第12条第1項の規定により、次のとおり宿泊施設の経営について申告します。														
宿泊施設 設 （注1）	所在地	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 222 - 2222 - 2222												
	フリガナ 名称 又は届出番号	トマコマイ 苫小牧ホテル												
	概要	床面積 250 m ²	客室数 20 室	収容人員 40 名										
	経営開始（予定）年月日（注2）	令和9年4月1日												
	住宅宿泊事業 における管理業者	住所	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 333 - 3333 - 3333											
	氏名又は名称	株式会社 苫小牧観光												
ウ 営宿 業泊 許施 可設 等 の	住所又は所在地	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 555 - 5555 - 5555												
	フリガナ	トマコマイ タルマエタロウ												
	氏名又は名称 及び代表者氏名	株式会社 苫小牧 代表取締役 樽前 太郎												
	種別	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業												
	旅館業における 許可等番号	胆苦生第▲-●号 / 第M〇〇〇〇〇〇〇〇〇号												
	許可等名義人との関係（注3）													
共同事業者	共同事業者の有無	有 ・ 無												
	住所又は所在地	電話 - -												
	フリガナ 氏名又は名称 及び代表者氏名													
の申 送 告 付 書 先 類 （注4）	住所又は所在地	電話 - -												
	フリガナ 氏名又は名称 及び代表者氏名	オ												
処理 事項 （注5）	※処 理 年 月 日	※宿 泊 税 施 設 番 号												
	年 月 日	※ 備 考												

注1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申告書を提出してください。

2 特別徴収義務者として指定されたものにあつては、当該指定の通知を受けた日を記入してください。

3 許可等名義人と経営者が異なる場合は、経営に関する委託契約書など、異なる事実を証する書類を添付してください。

4 苫小牧市から送付する宿泊税に関する書類は、原則、申請者に送付します。ただし、「申告書類の送付先」欄に記載がある場合は、「納入申告書及び納入書」については、「申告書類の送付先」に送付します。

5 ※印の欄は、記入する必要はありません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

ア 「申請者」欄

- ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ・法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。
(ホームページ：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

イ 「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称 ※住宅宿泊事業法の届出施設の場合は届出番号）を記載してください。
- ・概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人数を記載してください。
- ・経営開始した（する）日または徴収の便宜を有する者として指定された場合は、宿泊税特別徴収義務者指定通知書を受けた日を記載してください。

ウ 「宿泊施設の営業の許可等」欄

- ・旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法第13条の標識に記載されている内容を転記してください。「種別」は、該当するものを選択してください。
- ・「許可等番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設については、この欄は記載不要です。

エ 「共同事業者」欄

- ・特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- ・記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

オ 「申告書類の送付先」欄

- ・苫小牧市から送付する宿泊税に関する書類は、原則、申請者に送付します。ただし、「申告書類の送付先」欄に記載がある場合は、「申告書類の送付先」に送付します。

2 申告事項の変更等

申告事項の変更等の手続きは、苫小牧市のホームページから次の申請様式をダウンロードしていただき、苫小牧市財政部税務室市民税課に提出してください。

- ・ 宿泊税経営申告事項異動申告書
- ・ 宿泊税経営休止・再開・廃止届出書

※申請様式については、準備が出来次第、苫小牧市のホームページへ掲載いたします。

※添付書類、提出期限については、P12を参照してください。

(1) 申告事項の変更申請

宿泊税経営者として申告している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合は申請が必要となります。

ただし、次のア～オの場合は、異動の申告ではなく、従前の特別徴収義務者による経営廃止の届出と、新たな特別徴収義務者による経営開始の申告を行ってください。

- ア 営業譲渡または相続（贈与）
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業者として営業する場合

(2) 経営休止・再開の届出

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。また、休止期間を定めずに経営休止をした場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。

(3) 経営廃止の届出

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

(4) 納税管理人の届出

宿泊税の特別徴収義務者が苫小牧市内に住所または事務所等（以下、「住所等」といいます。）を有していない場合、特別徴収義務者は「納税に関する一切の事務を処理」させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人（この場合の代理人を「納税管理人」といいます。）と定めて申告しなければなりません。

3 申請書等の添付書類および提出期限

要件	期限	申請書等	添付書類
新たに宿泊施設の経営を開始する場合	経営を開始しようとする日の5日前まで	宿泊税経営申告書（※1）	【旅館業法の場合】 ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類（写）（※2） 【住宅宿泊事業法の場合】 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号および建物の所在地を確認できる書類（写）（※2） 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項証明書）（写） 【個人の場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【共通】 ・宿泊約款（写）、宿泊料金を記載した書面 ・経営を委託している場合は、経営委託契約書またはそれに類する書類（写） （事前にご相談ください）
課税開始日（令和9年4月1日）時点ですでに経営を開始している場合	課税開始日（令和9年4月1日）の5日前まで		
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日から10日以内		
特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	宿泊税経営申告事項異動申告書	【法人代表者の変更があった場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） 【個人事業者の住所に変更があった場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【その他変更があった場合】 ・変更内容が確認できる書類
宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合（※3）	休止する日の前日まで	宿泊税経営休止・再開・廃止届出書	「旅館業廃止（停止）届」または「休止のお知らせ」等
期間を定めずに休止したときに、経営を再開しようとする場合	再開する日の前日まで		「営業証明書」または「再開のお知らせ」等
宿泊施設の経営を廃止した場合（※3）	廃止の日から10日以内		旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による「廃止（停止）届」または法人の登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）（写） （経営廃止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。）

- ※1 共同事業者がいる場合は、その方の住所または所在地、氏名または名称について記入し、役員会議事録等内容を確認できる書類を併せて添付してください。また、記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。
- ※2 許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（写）も全て添付してください。
- ※3 休止または廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、最終営業日から1か月以内に申告納入する必要があります。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

宿泊税の申告納入期限（納入申告書の提出と宿泊税の納入期限）は次のとおりです。

申告事務等を軽減する観点から、申告対象期間3か月分をまとめて申告納入期限（徴収すべき期間の翌月の末日）までに申告していただく制度としています。

なお、期限後に申告および納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

徴収すべき期間	申告納入期限（※）
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

※土曜日、日曜日または祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日となります。

(2) 宿泊税の申告

宿泊税の納入申告の手続きは、苫小牧市のホームページから「宿泊税納入申告書」をダウンロードしていただき、苫小牧市財政部税務室市民税課に提出してください。

併せて、「宿泊税納入書」により、宿泊税を納入してください。

※申告すべき宿泊税額が0円の場合も「宿泊税納入申告書」の提出が必要です。

<申告に必要な書類>

名称	内容	様式
●納入申告書	・3か月分を記載。 ・毎月の集計記録から必要事項を転記	・市ホームページに掲載予定
●宿泊税月計表【※】 （苫小牧市・定率制用） （北海道・段階的定額制用）	・毎月の集計記録 ・定率制における課税標準額や宿泊客数など ・宿泊料金ごとの区分に応じた宿泊客数など	・市ホームページに掲載予定 ・苫小牧市の入力シートを使用することで自動作成が可能 ※必要な内容が確認できれば、施設における独自資料での提出も可

【※】宿泊税月計表については施設ごとに作成していただくか、市で作成した入力シートをご利用いただくことも可能です。（P17～P18）

【※】入力シート（自動計算）のご案内

苫小牧市では「納入申告書」とは別に、宿泊税算定用の入力シートを準備しております。施設、部屋情報、宿泊料単価などをあらかじめ入力しておき、各宿泊日における宿泊者数を入力（部屋やプランごと）することで、「苫小牧市宿泊税（定率制）」「北海道宿泊税（段階的定額制）」がそれぞれ自動計算されますので、よろしければご活用ください。

また、こちらを入力シートを使用される場合、入力したエクセルをそのまま専用フォームに添付して送ることで、印刷や郵送の手間を省略することが可能です。

（詳しくは苫小牧市財政部税務室市民税課にお問い合わせください）

<入力シートについて>

名称（案）	主な対象施設	対象となる考え方
1人・1室当.ver【一般宿泊施設用】	ビジネスホテル・旅館	・1人当単位での料金設定 ・1人当と1部屋当単位での料金設定が混在する施設
1棟当.ver【小規模施設用】	旅館・コテージ・民泊・レジャー	・全て1部屋（1棟）単位での料金設定としている施設
1棟当.ver【大規模施設用】	その他	・全て1部屋（1棟）単位での料金設定としている施設であって、多種多様な施設（コテージ等）があるもの

【宿泊税納入申告書】

様式第2号（第5条関係）

記載例

宿泊税納入申告書

ア 苦小牧市長 様 **年**月**日	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 イ										
		氏名又は名称及び代表者氏名	株式会社 苦小牧市観光 代表取締役 樽前 太郎										
		住所又は所在地	苦小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号										
		担当部署名及び担当者氏名	総務課 〇〇 〇〇 (電話 111 - 1111 - 1111)										
	施設	名称	ホテル苦小牧										
		所在地	苦小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号 ウ										
		宿泊税施設番号	111										

区分	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
1人	100	1,383,000 円	3%	41,490 円
1部屋	60	999,000 円		29,970 円
1棟				
課税免除	20			
小計(a)	180 人	2,382,000 円		71,460 円

区分	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
1人	130	1,960,000 円	3%	58,800 円
1部屋	55	840,000 円		25,200 円
1棟				
課税免除	35			
小計(b)	220 人	2,800,000 円		84,000 円

区分	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
1人				円
1部屋			%	円
1棟				円
課税免除				
小計(c)				円

納入すべき額
(3か月分の合計)

合計

	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
合計	400 人	5,182,000 円	3%	155,460 円 (納入すべき額)

※ 宿泊料金総額は、1人・1部屋・1棟の宿泊料金の額から100円未満の端数を切り捨てた金額の合計額を記載してください。

※ 色付き太枠欄に数値の入力をお願いします。その他の欄には式が入っておりますので入力不要です。

※ 太線欄の金額が宿泊税納付額となります。

ア 「提出年月日」欄

- ・申告書の提出年月日を記入してください。

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・申告書の氏名または名称、住所または所在地を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。
- ・法人の場合は、法人番号を記入してください。
- ・「担当部署名及び担当者名」欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記入してください。

ウ 「施設」欄

- ・施設の名称、所在地、宿泊税施設番号を記入してください。住宅宿泊事業法の届出施設で名称がない場合は、届出番号を記載してください。
- ・宿泊税施設番号は、経営申告書（様式第4号）が提出された後、本市からの受理通知書（様式第5号）に記載されている番号となります。

エ 「宿泊月」欄

- ・対象となる宿泊月を記載してください。

オ 「宿泊の総数」欄

- ・宿泊税の課税対象となる区分ごとの宿泊数、宿泊税の課税対象外となる宿泊数を記入してください。
なお、この欄は宿泊税月計表の月の合計額（定率制（市税+道税））と一致するように記入してください。

カ 「宿泊料金総額（素泊まり相当額）」欄

- ・宿泊税の課税対象となる区分ごとの宿泊料金の総額を記入してください。
なお、この欄は宿泊税月計表の月の合計額（定率制（市税+道税））と一致するように記入してください。

※上記エ、オ、カは施設ごとの毎月の集計から転記してください。

【宿泊税月計表（苫小牧市・定率制用）】

工	宿泊施設番号	111			
	宿泊施設名	ホテル苫小牧			
P18と一致					
令和 9 年 4 月分 宿泊税月計表					
	区分	宿泊総数	宿泊料金総額 [宿泊まり相当額]	定額/税率	税額
定額制 [建税]	1人1泊2万円未満	121 人		100 円	12,100 円
	1人1泊2万円 以上5万円未満	30 人		200 円	6,000 円
	1人1泊5万円以上	9 人		500 円	4,500 円
	課税免除	20 人			
	計	180 人			22,600 円
定率制 [市税+道税]	1人	100 人	1,383,000 円	3%	41,490
	1部屋 (20 泊)	60 人	999,000 円	3%	29,970
	1棟				
	課税免除	20 人			
	合計	180 人	2,382,000 円		71,460 円

才 **力**

※ 宿泊料金総額は、1人・1部屋・1棟の宿泊料金の額から100円未満の端数を切り捨てた金額の合計とさせていただきます。

**苫小牧市宿泊税分の
月計表**

★以下は、苫小牧市宿泊税条例第11条において定める特別徴収
に必要とされるものであり、申告者が別途、宿泊税を負担するも

一定額に満たない額の宿泊が生じた場合(自動計算)

宿泊月	対象 宿泊者数	苫小牧市へ納める税 (3%)	北海道宿泊税	不足額 (市が負担する額)
4 月	5 人	408 円	500 円	▲92 円

納入申告書へ転記の
上、提出
※日々の宿泊者数の入
力により自動計算され
るシートを用意する予
定です。

※市から北海道に納入する際に必要な情報であり、
特別徴収義務者による負担はございません。

【宿泊税月計表（北海道・段階的定額制用）】

宿泊施設番号	111				工
宿泊施設名	ホテル苫小牧				
令和	9	年	4	月分	

日付	宿泊数				課税免除	合計
	宿泊料金 2万円未満	宿泊料金 2～5万円未満	宿泊料金 5万円以上			
1	7	0	1	0	8	
2	7	0	0	0	7	
3	3	4	0	0	7	
4	4	0	0	1	5	
5	10	0	0	0	10	
6	0	1	0	1	2	
7	2	0	0	0	2	
8	10	0	0	0	10	
9	8	0	1	0	9	
10	5	0	1	2	8	
11	6	3	1	0	10	
12	4	4	0	0	8	
13	5	0	0	0	6	
14	0	0	0	0	7	
15	0	0	0	0	5	
16	0	0	0	0	9	
17	0	0	0	0	2	
18	0	0	0	0	3	
19	1	0	0	0	7	
20	0	11	0	0	16	
21	0	0	2	1	3	
22	3	0	0	2	5	
23	3	0	0	3	6	
24	4	0	0	4	8	
25	6	0	0	0	6	
26	0	0	0	0	0	
27	0	0	0	0	8	
28	0	0	0	0	3	
29	0	0	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	
31	0	0	0	0	0	
合計（泊）	121	30	9	20	180	
税率（円）	100	200	500			
税額（円）	12,100	6,000	4,500		22,600	

北海道宿泊税分の
月計表（自動計算）

転記不要、提出のみ。

※日々の宿泊者数の入力により自動計算
される excel 表を用意する予定です。

P17と一致

(3) 宿泊税の納入

苫小牧市から送付された「納入書」に申告額等必要事項を記入して、納期限までに下記の金融機関等で納入してください。なお、徴収すべき期間（3 か月分）の合計額を記入して、納入してください。1 か月分につき 1 枚ではございませんのでご注意ください。

併せて、「宿泊税納入申告書」（P15 参照）及び「北海道宿泊税における情報がわかる資料」（R17、18 参照）を提出してください。

○納入場所

苫小牧信用金庫、北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、室蘭信用金庫、北央信用組合、北海道労働金庫、とまこまい広域農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

※北海道外で納入される場合は、eLTAX で申告納入していただけるほか、全国のゆうちょ銀行または郵便局でご利用いただける納入書を別途送付することも可能です。ご利用される方は苫小牧市財政部税務室市民税課税制係までお問い合わせください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取ってなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部もしくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、または申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を失ったことについて、天災、火災、盗難等避けることのできない理由があると認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

(2) 申請の手続き

納入義務の免除の手続きは、苫小牧市のホームページから「宿泊税徴収不能額の還付、納入義務の免除申請書」をダウンロードしていただき、苫小牧市財政部税務室市民税課税制係に提出してください。

(3) 還付

(2) の場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

【納入義務者の免除、還付となる例】

- 宿泊者が破産、整理等の法的手続きに入り、支払い不能となったため、宿泊税の徴収ができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行等により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(4) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に未納の徴収金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(5) 納入義務免除、還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、苫小牧市財政部税務室市民税課税制係にお問い合わせください。

3 更正の請求

(1) 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年間です。

(3) 請求の手続き

更正の請求の手続きは、苫小牧市のホームページから「宿泊税更正請求書」をダウンロードしていただき、理由を明記の上、苫小牧市財政部税務室市民税課税制係に提出してください。なお、提出時には、正しい宿泊数を記載した宿泊税月計表を併せて提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

4 eLTAX による電子申告・納入

eLTAX（エルタックス）とは、「地方共同機構」が開発、運営する地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

宿泊税についても、eLTAX から電子申告・納入することが可能です。

(1) 電子申告について

電子申告は、eLTAX 対応ソフトウェアである PCdeskNext を利用して行う必要があります。具体的な操作方法については、PCdeskNext 特設ページをご覧ください。

(2) 電子納入について

電子納入は、電子申告後、eLTAX 対応ソフトウェアである PCdeskNext を利用して行う必要があります。

なお、PCdesk から、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードを利用した電子納入が可能です。

(3) 利用届出について

eLTAX から電子申告・納入を行うためには、PCdesk から利用届出を行った上、「利用者 ID」を取得する必要があります。

(4) 関連ホームページについて

詳細は次のホームページにてご確認ください。

- eLTAX のホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- PCdeskNext のホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/first/>
- eLTAX のよくある質問：<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>
- eLTAX 利用時間：平日 8 時 30 分から 24 時まで（土日祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）

第5章 申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の記載および保存、書類の作成および保存をしていただく必要があります。

(1) 帳簿等の記載・保存

苫小牧市宿泊条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録(電子データ)をそれぞれの保存期間内、保存しておく必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電磁的記録を保存する必要はありません。

区分	記載事項	例
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税の課税対象となる宿泊者数ならびに宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税額が記載されているもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計表、領収書、利用明細書、請求書など、帳簿の内容を裏付ける資料

(2) 帳簿保存期間

申告納入に係る期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

(3) 書類保存期間

申告納税に係る期限の翌日から起算して2年を経過する日まで

(4) 電磁的記録による保存等

上記の帳簿・書類について、特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成すること等、苫小牧市宿泊税条例等に定める要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、苫小牧市の職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行います。公平公正な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いします。

3 更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は税額更正の、申告されていない場合は決定の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書」により、納入すべき税額および納入期限を通知しますので、添付する「納入書」により期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき。 【申告税額の15%】

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 【決定税額の15%】

③ ①、②の場合について、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。【申告税額の5%】

※ ①～③の場合で、納入すべき税額が50万円を超えるときは、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、さらに5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、さらに10%が加算されます。

※ ①～③の場合で、短期間(更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間)に繰り返して不申告または仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から一か月以内に提出されていることなど一定の条件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告または不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの 【過少申告加算金 10%に代えて35%】

② 不申告加算金に関するもの 【不申告加算金 15%に代えて40%】

※ 短期間(更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間)に繰り返し不申告または仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%(納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算します。

(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%(更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額となります。

※延滞金を算定する場合、滞納額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。
※納入期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合については延滞金特例基準割合(各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合)に年1%を加算した割合(上限は年7.3%、下限は年0.1%)が適用されます。納入期限の翌日から1か月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限は14.6%)が適用されます。

6 審査請求

苫小牧市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、市長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- ☐ 税額の更正または決定 ☐ 加算金の決定 ☐ 更正請求の認否
- ☐ 特別徴収義務者の個別指定・解除 ☐ 納入義務免除(還付)の決定

(2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、市長に対して提出してください。
この場合、審査請求書は、苫小牧市財務部税務室市民税課を経由して提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。

≪例1≫客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

- 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合
- 宿泊税額を別に計上する場合

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税 (3%)	300円
日付		11,300円

2027年〇月〇日
苫小牧市〇〇町〇丁目〇〇
〇〇ホテル

印紙

受領印

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
日付		11,000円

上記のほか、苫小牧市宿泊税額300円を領収しました。

2027年〇月〇日
苫小牧市〇〇町〇丁目〇〇
〇〇ホテル

印紙

受領印

≪例2≫客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
日付		11,300円

上記金額には、宿泊税額300円が含まれています。

2027年〇月〇日
苫小牧市〇〇町〇丁目〇〇
〇〇ホテル

印紙

受領印

2 宿泊税特別徴収義務者交付金

(1) 交付の目的

特別徴収事務の特殊性に鑑み、宿泊税の申告納入制度の円滑な運営に資するため交付するものであり、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象算定期間

前年度に申告納入していただいた宿泊税(4月～翌年3月申告納入分)のうち、申告納入期限までに申告納入した宿泊税額

※令和9年度分は6月～3月申告納入分(4月～2月宿泊分)となります。

(3) 交付金の額

苫小牧市に納入された宿泊税(定率制3%)から北海道宿泊税分を除いた額の5%

※交付金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※交付時期及び交付手続き等については、詳細が決定次第、別途お知らせいたします。

3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先

苫小牧市財政部税務室市民税課税制係

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL 0144-32-6244 (直通)

Mail siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp



- 申告等を郵送で行う場合には、上記まで送付してください。この場合、申告書等の控えの郵送を希望される方は、返信用封筒(切手貼り付け)を同封してください。